

## 調査対象者について

### 1 酒類製造者等

- (1) 令和8年1月1日現在、酒類製造免許（蔵置場設置許可含む。）を有している全ての者。ただし、蔵置場設置許可のみを受けている者については、以下のいずれかの理由により蔵置場設置許可を受けている者を対象とします。
  - ① 輸出酒類の蔵置場
  - ② びん詰等のための蔵置場
  - ③ 果実酒集荷のための蔵置場
  - ④ 大消費地における酒類の共同蔵置場
- (2) (1)のうち、免許（許可）を受けている全ての酒類の品目が以下のいずれかに該当する場合は対象外とします。
  - ① 休造中の免許
  - ② 調査対象期間（令和7年1月1日から令和7年12月31日）において酒類の製造業に係る売上高がない免許

### 2 酒類卸売業者

- (1) 令和8年1月1日現在、以下のいずれかの免許を有している者。
  - ① 全酒類卸売業免許（販売方法に条件が付されていないものを含む。）
  - ② ビール卸売業免許
  - ③ 洋酒卸売免許
  - ④ 輸出酒類卸売業免許
- (2) (1)のうち、その免許が以下のいずれかに該当する場合は対象外とします。
  - ① 休業中の販売場
  - ② 調査対象期間（令和7年1月1日から令和7年12月31日）において酒類の卸売業に係る売上高がない販売場
  - ③ 協同組合員等を対象とする卸売のみである販売場
  - ④ 取り扱う酒類が薬用酒のみである販売場